

## XV. 第一種特定製品からのフロン類の回収等に関する質疑応答集

### 1. 対象機器について(第2条)

(Q 1) フロン回収・破壊法の対象となる製品はどの範囲ですか。

(A 1)

業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器はすべて対象です。  
なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫は家電リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法に基づきフロン回収が必要です。

(Q 2) 冷凍空調機器は大きささまざまの形態があり、フロン類の充填量についても数十グラムから数トンと巾が広いですが、フロン類の充填量によって回収しなくてもよいという様なような裾切りはないのですか。

(A 2)

フロン類の充填量にかかわらず、全てフロン回収・破壊法の適用となります。

(Q 3) 飛行機や列車及び船舶のエアコンや冷凍機は対象ですか。

(A 3)

対象（第一種特定製品）です。

(Q 4) 建設機械や農業機械のエアコンは対象ですか。

(A 4)

建設機械や農業機械は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第2条の規定に基づき、自動車リサイクル法の対象とはなっておらず、フロン回収・破壊法の対象（第一種特定製品）です。

(Q 5) 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び架装部専用のエアコンは対象ですか。

(A 5)

架装部分の冷凍空調機器は第一種特定製品、運転席のエアコンは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に規定する特定エアコンディショナーとなります。したがって、運転席及び架装部分の両方からフロン類の回収を行う場合には、第一種フロン類回収業者及び自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の両方の登録が必要です。

(Q 6) 冷蔵冷凍車の運転席部分と架装部分の冷却を一つのコンプレッサーで行う方式の場合、第一種特定製品か自動車リサイクル法に規定する特定エアコンディショナーのどちらに該当しますか。

(A 6)

自動車リサイクル法に規定する特定エアコンディショナーとして扱います。この場合には、Q 5の場合と違い自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録を受けた者がフロン類の回収を行います。

(Q 7) 実験装置に組み込まれている冷凍装置も対象ですか。

(A 7)

冷凍空調機器として独立した製品となっていない場合も、対象（第一種特定製品）です。

(Q 8) プラントや工場の生産プロセス内の冷凍空調機器は対象ですか。

(A 8)

冷凍空調機器として独立した製品となっていない場合も、対象（第一種特定製品）です。

(Q 9) 店舗や事務所で使用されていた家庭用エアコンからのフロン回収は、フロン回収・破壊法の対象ですか。

(A 9)

家電リサイクル法の対象である家庭用エアコンや家庭用電気冷蔵庫については、業務用途で使用していた場合でも、フロン回収・破壊法の対象ではなく家電リサイクル法の回収制度が適用されます。

(Q 10) 一般家庭でも大きな部屋では業務用の空調機器を使用している場合がありますが、そのような機器の場合は、フロン回収・破壊法の対象ですか。

(A 10)

対象です。業務用の冷凍空調機器であれば、所有者にかかわらず、家庭で使用してもフロン回収・破壊法の対象になります。

(Q 11) 中古機器として売却する場合についても対象になりますか。

(A 11)

機器を再利用することを前提として中古機器として売却・移設する場合には、第一種特定製品の廃棄等には該当しません。当該中古機器を再利用する者が新たな所有者となり、廃棄する場合に「廃棄等実施者」に該当することとなります。

なお、別置型の機器を売却・移設する場合には、通常整備を伴うことから整備時のフロン回収が必要です。

(Q 12) ビルマル、別置型ショーケース等において、室外機（熱源機）を残したまま室内機のみを交換するような場合は、第一種特定製品の整備、第一種特定製品の廃棄等のどちらに該当しますか。

(A 12)

室外機（熱源機）を残したまま室内機、ショーケース等のみを交換できるようなシステムにおいては、室内機、店内のショーケースのみを交換・廃棄する場合は整備に該当します。室外機（熱源機）を交換・廃棄する場合は、室内機をそのまま使用を継続する場合でも廃棄等に該当します。

## 2. フロン類について(第2条)

(Q 13) R番号を持たない冷媒の扱いはどうしたらよいのでしょうか。

(A 13)

冷媒の組成を調べた上で、混合成分のフロン類にCFCを含む場合にはCFCとし、HCFCとHFCの混合体はHCFC、HFCのみの場合にはHFCに分類します。

### 3. 第一種特定製品の整備時関連(第18条の2)

(Q 1 4) 第一種特定製品の所有者が自ら整備を行う場合、登録は必要ですか。

(A 1 4)

機器の所有者が行う場合であっても、フロン類の回収作業（抜き取り）を行う場合には第一種フロン類回収業者の登録が必要です。またはフロン類の回収作業を第一種フロン類回収業者に委託しなければなりません。

(Q 1 5) 機器からフロン類が漏れるおそれがない整備のみを行うため、フロン類を回収する必要がない場合、登録は必要ですか。

(A 1 5)

フロン類の回収作業を行わなければ登録は必要ありません。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることを言います。

(Q 1 6) 機器の整備のために冷媒を抜き取り、再充てんした場合の扱いについてはどうすればよいですか。

(A 1 6)

第一種特定製品整備者は再充てんしなかったものについて回収業者に引き渡す必要があります。回収業者は、再充てんした量について回収量から差し引いて記録を行います。

(Q 1 7) 機器に全量再充てんした場合、帳簿への記録は不要ですか。

(A 1 7)

再充てんした量を差し引くと回収量は0となるので、「回収量0」として記録を行って下さい。

(Q 1 8) 機器の整備の際にも、フロン類を引き渡す際に行程管理票の交付が必要となりますか。

(A 1 8)

行程管理票の交付は機器の整備時には法律上の義務はありませんが、任意で行程管理票の交付を行っても結構です。ただし、整備を行ったところ、結果として機器が廃棄される場合には必要となります。

### 4. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務関連(第19条)

(Q 1 9) リースの機器を廃棄する場合、第一種特定製品廃棄等実施者はリース会社、機器の使用者のどちらになりますか。

(A 1 9)

リース契約の内容によります。機器の所有権を有する等、廃棄について権限のある者が第一種特定製品廃棄等実施者となると考えられます。

(Q 2 0) 産業廃棄物のような契約は必要なのでしょうか。

(A 2 0)

フロン回収の依頼・委託は、回収業者等に明示的に発注することが必要です。また、行程管理票はフロン回収に係る委託契約書ではありませんので、フロン類の回収費用に関する事など、必要であれば別に契約して下さい。

## 5. 特定解体工事元請業者の説明等関連(第19条の2)

(Q 2 1) 法第19条の2に基づく説明はいつ行えばよいのですか。

(A 2 1)

法第19条の2に基づく確認の結果、第一種特定製品がありフロン類の回収が必要な場合は、廃棄等実施者はフロン回収のため、回収依頼書又は委託確認書を交付し、これに基づいて回収が行われることとなるため、特定解体工事元請業者は、行程管理票が回付される期間、及び回収に必要な期間を考慮し、確認後早期に説明を行うことが必要です。

建築リサイクル法第12条に基づく事前説明と同時に確認・説明を行うことにより効率的な実施が図れると考えられます。

(Q 2 2) 「全部又は一部を解体する工事」には規模の裾切りがないとのことですが、建設リサイクル法に基づく説明が不要な場合にも、本法に基づく説明が必要ですか。

(A 2 2)

建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかな場合を除き、必要です。

(Q 2 3) 壁紙の張り替えのような場合でも事前確認や書面による説明の対象となりますか。

(A 2 3)

本法の対象となる工事は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事(解体工事)です。以下の場合、解体工事に該当すると考えられます。これらの場合であっても、本法の目的から、業務用冷凍空調機器と関係のない壁紙の張り替えや外壁塗装だけを行うような場合は事前確認は不要ですが、これらの工事に伴い業務用冷凍空調機器の冷媒配管の脱着、一体型以外の機器の移動などを行うため業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出の恐れがある場合は全て対象となると考えられます。

①建築物の場合

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事

②建築物以外の工作物の場合

建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事

(Q 2 4) 特定解体工事元請業者の確認及び説明において、これを回収業者に依頼してもよろしいですか。

(A 2 4)

事前確認及び説明は特定解体工事元請業者の義務ですので、回収業者に依頼することはできず、特定解体工事元請業者自身の責任で確認、事前確認書の作成及び説明を行う必要があります。

なお、確認作業時において業務用冷凍空調機器に精通した回収業者が同行し協力して行うことは、フロン回収を確実なものとする面から望ましいものです。事前確認・説明後、廃棄等実施者が同行した回収業者にフロン類の回収を直接依頼し回収依頼書を交付すれば、特定解体工事元請業者には委託確認書の回付等の責務は生じないこととなります。

(Q 2 5) 事前確認書については保存する必要がありますか。

(A 2 5)

事前確認書は法令に基づく保存義務はありませんが、保存しておけば特定解体工事発注者、特定解体工事元請業者双方において所定の義務を履行したことの証明となります。

## 6. 行程管理制度関連(第19条の3、第20条の2)

(Q 2 6) 改正法の施行日は平成19年10月1日ですが、それ以前(例えば9月30日)に依頼したフロン回収は、行程管理制度の規制適用を受けるのですか。

(A 2 6)

廃棄等実施者が回収業者に直接依頼する場合には、フロン回収が10月1日以降に実施される場合には、発注期日にかかわらず行程管理制度の適用(回収依頼書の発行)を受けます。

廃棄等実施者がフロン類の回収を受託事業者へ委託する場合には、依頼・発注を10月1日以降に実施される場合に、行程管理制度の適用(委託確認書の発行)を受けます。

なお、事前確認・説明については、10月1日以降に特定解体工事元請業者となった場合に適用となります。

(Q 2 7) 行程管理票(回収依頼書、委託確認書)をいつ交付すればよいのですか。

(A 2 7)

廃棄等実施者が直接フロン類を回収業者に引き渡す場合にはフロン類を引き渡す(回収が行われる)まで、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には委託に係る契約を締結するまでです。

(Q 2 8) 第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡する場合についても、行程管理票の交付が必要ですか。

(A 2 8)

フロン類の回収が必要なため、行程管理票の交付は必要です。

(Q 2 9) 第一種フロン類引渡受託者となるには資格が必要ですか。

(A 2 9)

特定の資格や登録等は必要ありません。

(Q 3 0) 第一種特定製品廃棄等実施者が、自ら第一種フロン類回収業者として回収する場合にはどのようにすればよいですか。

(A 3 0)

第一種特定製品廃棄等実施者と第一種フロン類回収業者の欄に同一の名前を書いて保存して下さい。

(Q 3 1) 機器の整備の際にも、フロン類を引き渡す際に行程管理票の交付が必要となりますか。(再掲Q 1 8)

(A 3 1)

行程管理票の交付は機器の整備時には法律上の義務はありませんが、任意で行程管理票の交付を行っても結構です。ただし、整備を行ったところ、結果として機器が廃棄される場合には必要となります。

(Q 3 2) 破壊業者からの破壊証明書は必要でしょうか。

(A 3 2)

法律上は、回収業者が引取証明書を交付することとなっており、破壊業者がフロン類の破壊を証明する書面を交付することは法律上の義務ではありません。ただし、破壊業者が書面を交付することを否定するものではありません。

なお、フロン回収推進産業協議会（INFREP）が作成・発行する行程管理票書式では、破壊証明書の機能も考慮されています。

(Q 3 3) 第一種特定製品の廃棄等が行われる機器からのフロン類の引渡しを委託する際、委託に係る基準はありますか。

(A 3 3)

法律上の基準はありません。

(Q 3 4) 回収依頼書・委託確認書発行後30日、90日を過ぎても引取証明書が届かない場合や引取証明書を交付できないような場合はどのようになりますか。

(A 3 4)

引取証明書又は引取証明書の写しが規定日数を過ぎても第一種特定製品廃棄等実施者に届かない場合などには、第一種特定製品廃棄等実施者は都道府県知事に報告しなければなりません。報告を受けた都道府県ではフロン類の回収が期間内に実施できない理由を確認し、状況に応じた対応をとることとなります。

(Q 3 5) ビルマル、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の台数はどのように記載すればよいですか。

(A 3 5)

ビル用マルチエアコン、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の場合、室内機の数にかかわらず、室外機（熱源機）の台数を記載します。

(Q 3 6) 廃棄等実施者がフロン類の回収を依頼する際に、回収依頼書又は委託確認書に記載した業務用冷凍空調機器の台数と、回収業者の方でA 3 5の考え方に基づき数えた機器の台数が異なる場合、回収業者は引取証明書にどのように記載すればよいですか。

(A 3 6)

A 3 5の考え方に基づき回収した台数を記載します。状況により、備考、余白等に台数の相違の理由を付記しておくことが望ましいと考えられます。

## 7. 第一種フロン類回収業者の登録関連(第9条)

(Q 3 7) 特定製品の廃棄者自らがフロン回収をする場合、回収業者の登録をする必要がありますか。

(A 3 7)

登録が必要です。

(Q 3 8) 整備時にフロン類を回収する場合、登録をする必要がありますか。

(A 3 8)

登録が必要です。

(Q 3 9) 機器からフロン類が漏れるおそれがない整備のみを行うため、フロン類を回収する必要がある場合、登録は必要ですか。(再掲Q 1 5)

(A 3 9)

フロン類の回収作業を行わなければ登録は必要ありません。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることを言います。

(Q 4 0) 現在第一種フロン類回収業者の登録を受けていますが、第一種特定製品の整備時にフロン類を回収する場合、新たに登録する必要がありますか。

(A 4 0)

新たに登録を受ける必要はありません。

(Q 4 1) 第一種フロン類回収業者の登録を受ければ、カーエアコンからのフロン類回収もできますか。

(A 4 1)

できません。

なお、カーエアコンについては自動車リサイクル法に移行しているため、フロン回収・破壊法における第二種特定製品としてフロン類の回収が必要な場合は、平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたカーエアコンとなります。

(Q 4 2) 回収の注文を受けて、実際の回収は登録した回収業者に委託する方式をとる場合でも登録が必要ですか。

(A 4 2)

回収の注文を受けてフロン類を回収業者に引き渡す場合は、注文を受けた者は引渡し受託者になります。

引渡し受託者は、自ら回収作業を行わないため登録は不要です。

(Q 4 3) 開発製品(試作品等)でフロン類を注入して、試験終了後、開発製品からフロン類を回収した後、開発製品を廃棄処分しています。この場合、第一種フロン類回収業者の登録が必要ですか。

(A 4 3)

最終製品として完成していないのであれば、登録は不要です。

(Q 4 4) 製造工程でフロン類を冷凍サイクルに封入した後、製品が落下等により、出荷前に不良品となった場合に、製品からフロン類を回収した後、製品を廃棄処分しています。この場合、第一種フロン類回収業者の登録が必要ですか。

(A 4 4)

最終製品として完成していないのであれば、登録は不要です。

(Q 4 5) 納品した製品について、顧客から不具合等により返送された物が使用できないことが判明したため、製品を廃棄するためにフロン類を回収する場合、第一種フロン類回収業者の登録が必要ですか。

(A 4 5)

回収する場合には登録が必要です。第一種特定製品の廃棄等に該当します。

(Q 4 6) 回収業者についてはなぜ都道府県毎に登録が必要なのですか。

(A 4 6)

回収業者で全国に事業を展開するものはごく一部であり、大多数は一部の地域で事業を行っていると思われます。そうした事業者の利便性や適正な監督の見地から、法律では業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることと定められております。したがって、複数県において業務を行う場合はそれぞれの知事への登録が必要となります。

(Q 4 7) A県内で使用していた特定製品について、廃棄者（又は委託を受けた者、回収業者）がB県に第一種特定製品を移動させ、B県内でフロン類の回収を行う場合、A県内においてはフロン類回収業者の登録は不要ですか。

(A 4 7)

移動に際してフロン類の回収の必要がない第一種特定製品に限られますが、A県の登録は不要であり、B県の登録が必要です。

(Q 4 8) 全国の機器のサービスを本社で受付け、他県の支店や特約店で整備を行い、フロン類を抜き取る場合、各都道府県での回収業者の登録は必要ですか。また、回収量報告を本社で一括して行うことはできますか。

(A 4 8)

回収業者は、回収業務を行う地域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要がありますので、実際に回収を行う都道府県で登録を受けることが必要です。

回収量報告についても回収業者の義務として、各登録回収業者が登録先の都道府県別に行う必要があります。

(Q 4 9) 回収業者から委託を受けて、破壊業者にフロン類を運搬する場合、登録は必要ですか。

(A 4 9)

登録は不要です。ただしフロン類の運搬に関する基準を遵守する必要があります。

(Q 5 0) 廃棄される第一種特定製品を運ぶだけの場合、登録は必要ありますか。

(A 5 0)

登録は不要です。ただしフロン類の運搬に関する基準を遵守する必要があります。

ます。なお、事前にフロン回収が必要な場合もありますので、Q56を参照してください。

(Q51) リサイクルプラントで第一種特定製品からフロン回収を行い、当該フロン類をパイプラインで直接フロン類破壊施設に送っておりますが、こうした場合の申請手続きはどうするのですか。

(A51)

リサイクルプラントに関しては回収業者の登録、破壊施設に関しては破壊業者の許可を得る必要があります。

(Q52) 機器のレンタル業をしています。機器の使用終了時点でフロン類の回収を行います。当該機器が廃棄されない場合は「整備」の範疇と考えていいでしょうか。

(A52)

整備に該当します。

(Q53) ビルの解体工事など廃棄に際して、元請と下請がいる場合には、実際にフロン類の回収作業を行う下請側が登録をしなければならないということでしょうか。

(A53)

フロン類の回収作業を行う者（この場合下請側）が登録する必要があります。

(Q54) 地方公共団体が不法投棄された機器からのフロン回収を業者に委託する場合、当該業者も登録が必要ですか。

(A54)

登録が必要です。

(Q55) 市町村自らが、不法投棄された業務用冷凍空調機器からのフロン類を回収する場合、登録が必要ですか。

(A55)

登録が必要です。

(Q56) ポンプダウンと回収（吸引作業）を別の場所で行う場合、ポンプダウンを行う区域を管轄する都道府県の登録も必要ですか。

(A56)

ポンプダウン自体は回収作業に当たらないので、登録は不要ですが、ポンプダウン後の回収作業については登録が必要となります。しかし、別置型の業務用冷凍空調機器は、冷媒の追加充填を行っている場合が多く、ポンプダウンだけでは冷媒が配管内に残るため、現場回収が原則となります。

(Q57) 大型の遠心冷凍機の場合、機械に回収機が設置されていることがあります。この場合、登録はどのようにすればよろしいでしょうか。

(A57)

回収作業を行う場所を管轄する都道府県の登録が必要です。

(Q 5 8) 回収作業を実施する可能性のある県に全部登録しなければなりませんか。

(A 5 8)

登録をしていない県において回収作業を行うことはできません。

(Q 5 9) 親会社が登録してあれば、回収していいですか。

(A 5 9)

実際に回収作業を行う事業者が登録する必要があります。

(Q 6 0) 登録申請内容の「事業所」の単位は、どのように考えたら良いですか。

(A 6 0)

一般に回収を行うための拠点と考えられます。

(Q 6 1) フロン類の回収を行う事業所を複数有する場合の申請方法はどのようにすれば良いのでしょうか。

(A 6 1)

第一種特定製品に係るフロン回収を行う事業所を同一都道府県内に複数有する者の場合、都道府県単位で、これを一括して申請することができます。

(Q 6 2) 組合員の中に回収機を持っていない業者がいます。例えば、組合が所有している回収機を貸し出すことで、申請しても良いのでしょうか。

(A 6 2)

申請することは可能です。業者が回収作業に当たる際に回収機を確実に使えるようになっていることを確認するため、組合の共同使用規定の写し等の添付が求められます。

(Q 6 3) 登録申請等における「法人の代表者の氏名」については、代表者ではない者の名で申請することは可能ですか。

(A 6 3)

登録申請等に係る申請氏名は、委任状が添付されていれば代理人でも可能ですが、登録事項となる法人代表者の氏名は代表者の氏名である必要があります。

(Q 6 4) 回収業者は産廃業の許可を受けないとはいけませんか。

(A 6 4)

フロン回収・破壊法上、産廃業の許可は、回収業者の登録要件ではありません。ただし、廃掃法の適用を受ける場合には、別途これを遵守することが当然必要です。

(Q 6 5) 充てん量が50kg以上の特定製品からフロン類を回収する場合、回収設備の能力が200g/分と規定した理由は何ですか。

(A 6 5)

充てん量の多い特定製品の場合、回収能力の小さい設備で回収作業を行うと、作業が長時間に及ぶこととなり、それだけ不法放出の機会が増えるおそれがあるためです。

(Q 6 6) 機器全体で50kg以上の充てん量がありますが、放熱器とコンプレッサーが2つ並列に設置されており、各々のバルブが付いているので、別々に抜くことができます。この場合、この機器はフロン類の充てん量が50kg以上の機器に該当しますか。

(A 6 6)

一体型として組み立てられた機器であれば、50kg以上の充てん量があると考えます。

## 8. フロン類回収設備関連

(Q 6 7) 回収機の自己認証品とは何ですか。

(A 6 7)

高圧ガス保安法上の技術基準遵守（製造者の自己認証）によって、高圧ガス保安法の許可が不要となったものです。

(Q 6 8) 自家製の回収機でもいいですか。

(A 6 8)

自作機であっても、フロン回収・破壊法の基準を満たせば登録可能です。なお、高圧ガス保安法を遵守することが前提となります。

## 9. 第一種フロン類回収業者の登録の変更関連(第13条)

(Q 6 9) 会社の合併等の場合、承継に係る手続きはどうなりますか。

(A 6 9)

法律上は、承継届はありません。合併又は分割後の新法人が旧法人と同一人格でない場合は、新法人で登録をし直す必要があります。また、吸収合併の場合は、吸収合併した側が旧法人と同一人格の場合は変更届書、された側が廃業届出書を出すこととなります。

## 10. 回収基準関連(第20条第2項)

(Q 7 0) なぜ、フロン類の区分によって吸引圧力が異なるのですか。

(A 7 0)

フロン類の種類によって沸点が異なり、同じ温度と同じ圧力のもとでもガスの質量が異なることとなります。したがって同じ吸引圧力値であっても、フロン類の種類によって残ガス量が異なることとなります。そこで、理論的な計算を基にして、概ね90%以上の回収効率を達成できる吸引圧力を設定しています。

(Q 7 1) なぜ、フロン類の充てん量2kgで吸引圧力が異なるのですか。

(A 7 1)

同じ吸引圧力下では、充てん量が多いものほど残存するフロン類の量が多くなります。このことを考慮に入れ、充てん量の多い機器からフロン類を吸引する場合には、より厳しい基準となっております。

(Q 7 2) 3種類のプロン類を1本のボンベに混合して回収しても良いですか。

(A 7 2)

高圧ガス保安法の違反行為に当たります。また、フロン回収・破壊法では回収量をフロン類の種類毎に記録・報告することとされており、これらの規定を遵守出来なくなります。

(Q 7 3) 十分な知見を有する者の基準はありますか。

(A 7 3)

十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者を意味しますが、特定の資格や業務経験年数を限定するものではありません。

(Q 7 4) 資格は必要ないのでしょうか。

(A 7 4)

特定の資格は求めています。しかしながら、誰が回収してもいいというものではなく、適切な回収を実施するには、講習会の受講者、有資格者、実務経験者等が業務にあたることになると考えます。冷媒回収推進・技術センター(RRC)が実施する認定講習は、冷媒回収に必要な技術、法令等の内容を網羅していると考えられます。

(Q 7 5) 回収する者の資格について法律に位置づけられる予定はありますか。

(A 7 5)

今のところ予定はありません。

## 11. 第一種フロン類回収業者の引取義務について(第20条第1項)

(Q 7 6) 取り扱っていない製品からのフロン回収を依頼された場合、回収しなければなりませんか。

(A 7 6)

回収しようとするフロン類として登録したもの(CFC、HCFC、HFCの別)は、回収業者は正当な理由がない場合、回収しなければなりません。ただし、製品によっては取扱いが難しく、技術的に回収が困難な場合や回収業者の取り扱う製品、事業範囲が限定的である場合には断ることができると考えられます。登録の申請書備考欄にあらかじめその旨記載しておくことが必要です。(48頁参照)

(Q 7 7) 廃棄等実施者から回収依頼を受けた回収業者が、人手が足りない等の理由で他の回収業者に依頼することは可能ですか。

(A 7 7)

回収依頼を受けても、受入れ能力を超えていけば正当な理由として断ることができます。回収を引き受けた後に、対応ができなくなった場合は、契約を解除し、廃棄者に対して、別の回収業者と契約してもらうようにすることが望ましいと考えます。

(Q 7 8) 回収のために現場に行ったところ、家庭用機器のフロン回収も求められた場合、断っても良いのでしょうか。

(A 7 8)

家電リサイクル法に基づき処理することが必要ですので、その旨依頼者に説明して下さい。状況により当該家庭用機器からフロン類の放出・不法投棄される可能性が高い場合は、都道府県に御連絡下さい。

(Q 7 9) 回収依頼書・委託確認書を受け回収に行ったものの、フロン類が抜けており回収できなかった場合は、引取証明書や記録はどうすれば良いのでしょうか。

(A 7 9)

「回収量0」として、帳簿への記録、引取証明書の発行を行って下さい。建物解体工事などの場合、業務用冷凍空調機器は通常複数あり、全ての機器からフロン類が抜けてしまっていることは考え難く、このような場合は不正が行われている可能性がありますので、都道府県に連絡してください。

## 12. 第一種フロン類回収業者の引渡義務について(第21条)

(Q 8 0) 整備の際に回収したフロン類を再びその機器に戻すことはよいのでしょうか。

(A 8 0)

問題ありません。ただし、整備の際にフロン類を回収する行為は、登録を受けた回収業者が行う必要があります。

(Q 8 1) 機器に再充てんした場合の記録の扱いについてはどうすればよいですか。(再掲Q 1 6)

(A 8 1)

第一種特定製品整備者は再充てんしなかったフロン類について回収業者に引き渡す必要があります。回収業者は、再充てんした量について回収量から差し引いて記録を行います。

(Q 8 2) 機器に全量再充てんした場合、帳簿への記録は不要ですか。(再掲Q 1 7)

(A 8 2)

再充てんしたフロン類の量を差し引くと回収量は0となるので、「回収量0」として記録を行って下さい。

(Q 8 3) 回収したフロン類を運搬業者に引き渡しても問題ないですか。

(A 8 3)

回収業者が回収したフロン類を引き渡せるのは、「フロン類破壊業者」、「再利用業者」、「都道府県が認める者」の3者だけです。

もちろんこれらの者への引渡しの際に運搬業者へ運搬を委託することはできません。ただし運搬先としては、あくまでこれら3者を指定しなければなりません。

(Q 8 4) 「都道府県知事が認める者」とはどういう者ですか。

(A 8 4)

第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡すものとして都道府県知事が認めた者です。

フロン回収推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられます。【35頁 2. ※21参照】

### 13. 第一種フロン類回収業者の記録、報告、閲覧について(第22条)

(Q 8 5) 回収業者にはフロン回収量等の報告の義務がありますが、機器製造業者にも同様の報告の義務がありますか。

(A 8 5)

ありません。

(Q 8 6) 下請けでフロン回収を行うとき、報告は元請に出せばいいのですか。

(A 8 6)

実際に回収作業を行う者は都道府県知事の登録が必要であり、下請けとして登録を受けずにフロン回収を行うことは違法となります。登録を受けた事業者は、回収業者として、報告も直接知事に対して行うことになります。

(Q 8 7) 回収依頼を受けた回収業者 (A) が、役務を提供する契約を締結した回収業者 (B) の社員に、回収業者 (A) の社員と同等の教育を行ってフロン回収を行わせた場合は、報告は回収業者 (A) が行っても良いですか。

(A 8 7)

A社とB社間の契約内容上、当該B社の社員がA社の業務として回収作業を行うものであること、A社の社員と同等の教育や研修を行い、十分な知識を有する者であれば、回収事業者 (A) としての報告で問題ありません。

(Q 8 8) ビルマル、別置型ショーケース等において、室外機 (熱源機) を残したまま室内機のみを交換した場合、帳簿に記載する台数はどのように記載すればよいですか。

(A 8 8)

室外機 (熱源機) を残したまま室内機、ショーケースのみを交換した場合は、Q 1 2のとおり第一種特定製品の整備に該当します。この場合の回収した機器の台数の記載方法はQ 3 5と同様に、室外機 (熱源機) の台数を記載します。

### 14. 特定製品の表示について(第39条)

(Q 8 9) 表示はいつから始まっていますか。

(A 8 9)

平成14年4月1日出荷分の製品から義務付けられています。

(Q90) 表示は既存（平成14年4月以前）の設備にもつけないければならないのですか。

(A90)

平成14年4月1日以前に出荷、販売し、現在ユーザーが使用しているものは表示義務の対象ではありません。

なお、フロン回収推進産業作業協議会（INFREP）等関係者において、既存機器への表示が進められています。

## 15. 高圧ガス保安法との関係について

(Q91) フロン回収・破壊法では、高圧ガスの扱いについてはどうなりますか。

(A91)

高圧ガス保安法の規定を遵守する必要があります。

## 16. その他

(Q92) 第一種特定製品からのフロン回収費用の基準はありますか。

(A92)

ありません。

(Q93) 統一的な回収費用の額を示すべきではありませんか。

(A93)

業務用冷凍空調機器は、対象が広範囲です。一例として、小型の可搬機器は、回収事業者の事業所に持ち込まれますが、中型の機器は、現場まで出向いて回収に行くので出張費などが必要です。さらに大型の機器は、何日もかけて回収されるので夜間作業費等が必要になるなど、いろいろな条件の下で回収されているのが実情です。このようなものに対して統一的な料金を示すことは困難です。

(Q94) 運用の手引きやパンフレット等の資料は入手できますか。

(A94)

環境省及び経済産業省のホームページでPDFファイルによるダウンロードが可能です。

経済産業省：

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/04ozone/index.htm](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/04ozone/index.htm)

環境省：<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc.html>